

秘

昭和60年商業統計調査

指定統計
第23号 商業調査票
(個人用)

昭和60年5月1日

乙

<input type="checkbox"/> 市区町村番号	<input type="checkbox"/> 基本調査区番号	<input type="checkbox"/> 商店番号	<input type="checkbox"/> 大規模店舗番号
		H	

★★★
 この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
 この調査票は、商業統計表を作成するための使用するものであつて、個々の調査票は、申告者に利害関係を生ずるようないじられております。
 この調査票は、調査員に提出してください。
 調査票は通商産業省に送付され、厳重に保管されます。

1. 商店名及び所在地 電話() 局番		商店名		7. 従業者数							
フリガナ				(1)昭和60年5月1日現在で記入してください。							
所在地址()		都道府県	市区町村	丁目	番地 ビル内 店舗内	号 階	(2)この店の業務に従事している従業者の数を記入してください。				
							男(人)	女(人)	男(人)	女(人)	合計(人)
							百	十	百	十	百
							一	一	一	一	一
2. 商店の本支店別		1. 単独店(支店を持たない商店) 2. 本店(支店を持っている商店) 3. 支店		8. 年間商品販売額							
あてはまる番号を○でかこんでください。				(1)昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの1か年間の販売額を記入してください。							
3. 商店の開設年		1. 昭和19年以前 2. 昭和20年～56年 ⇒ 昭和[]年 3. 昭和57年～後 ⇒ 昭和[]年[]月		(2)本店の場合は本店分のみの販売額を記入してください。 (3)本支店間の商品振替分は「卸売」として記入してください。 (4)商品名、分類番号は申告用「商品分類表」によって、金額の多いものから順に記入してください。							
(1)あてはまる番号を○でかこんでください。 (2)あてはまる場合はその年を、また、3. あてはまる場合は、その年及び月を記入してください。											
4. 営業形態		1. セルフサービス店(セルフサービス方式を売場面積の50%以上採用しているもの) 2. 製造小売店 3. 割賦販売店(製造小売店を除く) 4. 1.2.3.以外の小売店		商品名 卸売・小売・飲食店のうちあてはまるものを○でかこんでください。							
(1)小売業のみ記入してください。 (2)あてはまる番号を○でかこんでください。				(卸売・小売・飲食店)							
5. 売場面積		千 百 十 一 平方米		(卸売・小売・飲食店)							
(1)小売業のみ記入してください。 (2)単位は平方メートルで記入してください。 (1坪=3.3平方メートル)				(卸売・小売・飲食店)							
6. 開店時刻及び閉店時刻		開店時刻 1. 午前[]時[]分 2. 午後[]時[]分 閉店時刻 3. 午前[]時[]分 4. 午後[]時[]分 終日営業 5. 24時間営業		合計							
(1)小売業のみ記入してください。 (2)原則として5月1日現在で記入してください。 (3)開店・閉店時刻には午前、午後のあてはまる番号を、終日営業の場合には5.を○でかこんでください。											
備考		※産業分類		9. 修理料、サービス料、 仲立手数料の収入額							
				昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの1か年間の収入額を記入してください。							
				10. 商品手持額							
				(1)昭和60年5月1日現在の手持額を記入してください。 (2)製造小売の商品については、その原材料及び半製品を含めます。							
				申告者の記名及び押印							

記入に当たっては、裏面の記入注意及び別紙の調査票の記入の仕方をよく読んでください。
 この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけについて記入してください。
 ○欄は商業統計調査員又は市区町村で記入してください。なお※欄は記入の必要はありません。

通商産業省

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の項目欄の説明との記入注意及び商品分類表を参照してください。

一般事項

1. 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りょうに記入してください。
2. 金額は円単位で記入し、円未満は四捨五入してください。
3. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、斜線を引かないで、空欄にしておいてください。調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

項目1. 商店名及び所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称を記入してください。それがない場合は事業主（経営者）の氏名を記入してください。

項目3. 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店の場合は、本店の開設年ではなく、この支店の開設された年を記入してください。

項目4. 営業形態

小売業の商店は、次の営業形態のうち、あてはまるもの一つを選んでその番号を○でかこんでください。

- (1) 「1. セルフサービス店」
セルフサービス店とは売場面積のうち50%以上について、(ア)あらかじめ包装され、値段が付けられている商品を、(イ)店に備えてあるバスクットなどにより、客が自分で取り集め、(ウ)売場の出口などに設けた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売店をいいます。
- (2) 「2. 製造小売店」
製造小売店とは、自店内で製造した商品を主として、その場所で個人用又は家庭消費用に小売する商店をいいます。
- (3) 「3. 割賦販売店」
割賦販売店とは、年間商品販売額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）を行っている小売店をいいます。
なお、「ローン」販売もここに含めます。

ただし、「割賦販売」を行っていても、その商店が「製造小売店」（家具製造小売など）である場合は前記2)「製造小売店」に○を付してください。

- (4) 「4. 1、2、3以外の小売店」
1、2、3以外の小売店とは「セルフサービス店」、「製造小売店」、「割賦販売店」以外の小売店をいいます。

項目5. 売場面積

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
- (2) 自動車小売業、牛乳小売業、農小売業、新聞小売業及びガソリンステーションは記入する必要はありません。
- (3) この商店が商品を販売するために使用している延床面積を記入してください。
- (4) 売場面積に含める部分
ア. 売場
直接物品販売の用に供する部分
イ. 売場間の通路
売場と売場を結ぶ客用通路
ウ. ショーウィンド
エ. ショールーム等
商品の展示又は実演の用に供する施設
オ. サービス施設
手荷物一時預り所等及び案内所等
カ. 承り所等
写真のDPE及びクリーニング承り所等
キ. 物品加工修理所
カメラ・時計等の加工修理所
- (5) 売場面積に含めない部分
ア. 階段
イ. エスカレーター
ウ. エレベーター
エ. 食堂、喫茶室
オ. 文化催場
カ. 便所
キ. 事務室
ク. 倉庫
ケ. 製造小売業の商品を製造するための作業所

項目6. 開店時刻及び閉店時刻

- (1) この欄は小売業のみ記入します。
- (2) 新聞小売業及び牛乳小売業は記入する必要はありません。
- (3) 原則として調査日（昭和60年5月1日）現在の開店、閉店時刻をいいます。
この場合、調査日が休業及び特別セール等により開店、閉店時刻が通常と異なる場合は、調査日に近い時点の通常の時刻とします。
- (4) 開店時刻とは、商店の出入口を開いて来客が自由に入店できる時刻をいい、また、閉店時刻とは来客に退店してもらうべき時刻をいいます。
- (5) 次のような場合は以下の要領で記入してください。
ア. 開店、閉店時刻がその商店の部門によって異なる場合は、その商店の主たる部門の時刻とします。
イ. 製造小売業の場合は、商品の製造に要する時間を含みません。
ウ. セールスマント及び配達員が従事している商店の取扱いは次のとおりです。

（注）この場合は「卸売」として記入します。

- イ. 他から商品販売を委託されている商品（受託品）の販売額
- ウ. 自店内で製造した商品を小売し、併せて、卸売、（製造卸）も行っている場合の卸売販売額

（注）土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めないでください。

- （3） 卸売、小売の区分
「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。

なお、次の場合も「卸売」となります。

- ア. 鉛工業、建設業、運輸通信業、サービス業（ホテル、病院、理容院、学校など）、官公庁又はその他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合。
- イ. 産業用に主として使用される商品〔事務用機械及び家具、病院、美容院、レストラン、ホテルなどの設備、産業用機械（農機具を除く）、建設材料、（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売した場合〕。

「小売」とは個人用又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。

- （注）小売店であっても、例えば酒類小売店が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「55211酒、調味料（小売）、飲食店への卸売分は「51331酒類（卸売）」のようにそれぞれ分けて記入してください。

項目7. 従業者数

- (1) 従業者は昭和60年5月1日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、この店の業務に従事している者をいいます。
なお、他の事業所から派遣されていている者を除き、他へ派遣している者を含めます。
また、長期欠勤者で、1か月以上かかる給与も受けなければった者は在籍者であっても除きます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって毎月一定の給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「常時雇用従業者」とは一定の期間を定めないで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。事業主の家族であっても給与を支払われている者はここに入ります。また、昭和60年3月、4月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者を含めます。

項目8. 年間商品販売額

- (1) 商品名及び分類番号
ア. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、卸売したときは卸売部門の商品名を、また、小売したときは、小売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。
イ. 飲食店を兼ねている場合は、区分の飲食店を○用みし、商品名を「飲食店」、分類番号を「59111」と記入してください。
- ウ. 取扱商品（商品分類表の商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を繰り足して記入するようにしてください。

なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない限度で一括して便宜上「その他」という名称で最後の欄に記入し卸売の場合は「51999」、小売の場合は「58999」の分類番号を付しても差し支えありません。

- エ. 取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）を記入し、卸売、小売の区分を○でかこんでください。

(2) 年間商品販売額
年間商品販売額は、昭和59年5月1日から昭和60年4月30日までの販売額を記入してください。

なお、この期間で記入することが困難な場合は最寄りの決算日前1か年の販売額でも差し支えありません。（項目10についても同様にしてください。）

なお、次の場合は販売額に含めます。
ア. 自企業内の本支店間又は支店相互間で、帳簿上商品の振替を行った場合の振替仕切額。

項目9. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は商品販売の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には例えば「時計修理」、「DPE」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

項目10. 商品手持額

調査日（昭和60年5月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売業の場合は原材料、半製品を含めます。）の総額を記入してください。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によても差し支えありません。

商品手持額は次のように記入します。

- (1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。
- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、道具などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中か又は売手の手元にある場合、又は試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持額に含めます。
- (3) 他から販売を委託されている商品（受託品）は、この商店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額には含めません。